

## 着ぐるみ「茨木童子」使用規定

1. 使用対象 茨木市観光協会・茨木商工会議所のほか、官公署、茨木市内の商店街など商業団体及び茨木市観光協会・茨木商工会議所と連携する団体等とする。
2. 使用申込 使用希望者は、利用開始30日前までに、茨木市観光協会に使用計画を提出し、承認を受ける。  
また、転貸してはならない。
3. 使用目的 使用は、中心市街地活性（商業活性化）及び当市観光事業に資することを目的とする。
4. 使用期間 使用は、1日を単位として、1回につき2日以内とする。
5. 使用に係る費用 使用に付随する費用については、別途使用者が負担するものとする。  
（例）着ぐるみを着る人の人件費、部品のクリーニング代、着ぐるみの輸送代（及びそれに係る人件費）  
着ぐるみを使用したことを起因とする損害賠償費用
6. その他 借用中に着ぐるみに損害を与えた場合は、責任を持って弁償しなければならない。  
また、着ぐるみを使用して、他に損害を与えた場合は、その責任は、使用者側が負う。